

認定！

花巻クラフトワイン・シードル特区

本市は11月29日、内閣府の「構造改革特別区域計画」の第41回認定において、ワインやシードル（りんご酒）などの果実酒では県内で初となる構造改革特別区域計画「花巻クラフトワイン・シードル特区」の認定を受けました。

出や地域経済を活性化するため、国が全国一律で行っている規制を、地域限定で緩和する制度です。本市では、酒類製造免許の取得について、次の特例を受けられるようになります。

同特区認定による特例措置

構造改革特別区域（特区）制度とは

地域の特色を生かした産業の創

■特定農業者による特定酒類の製造事業
自ら生産した果実を原料とした

果実酒を製造する農業者が、自己の経営する農家レストランや農家民宿などで果実酒を提供する場合、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（年間6000ℓ）を適用しない。（左記図1参照）

同特区認定による期待

これらの特例措置により、市内で生産された果実を原料とした酒類の製造が小規模な施設でも可能となります。果実の高付加価値化による農業者所得や生産意欲の向上が図られるとともに移住事業と連動させることにより、市外からの移住者や新規就農者などによる担い手の確保が図られることが期待されます。

市は今後、既存ワイナリーや果工業技術センターと連携しながら適正な酒類製造免許取得や事業化に向けた支援を行っていきます。

特区認定によるモデルケース

図1 特定農業者による特定酒類（果実酒）製造事業イメージ

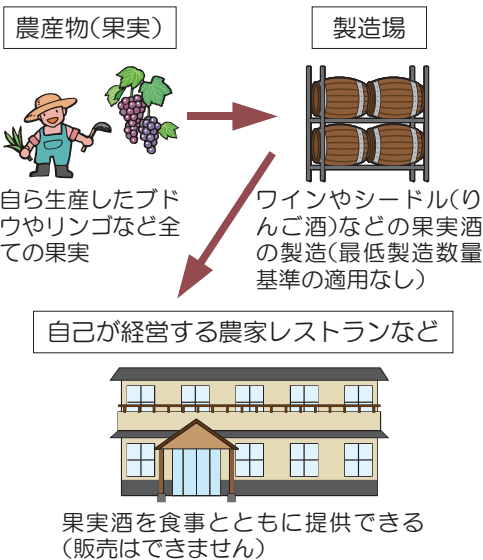
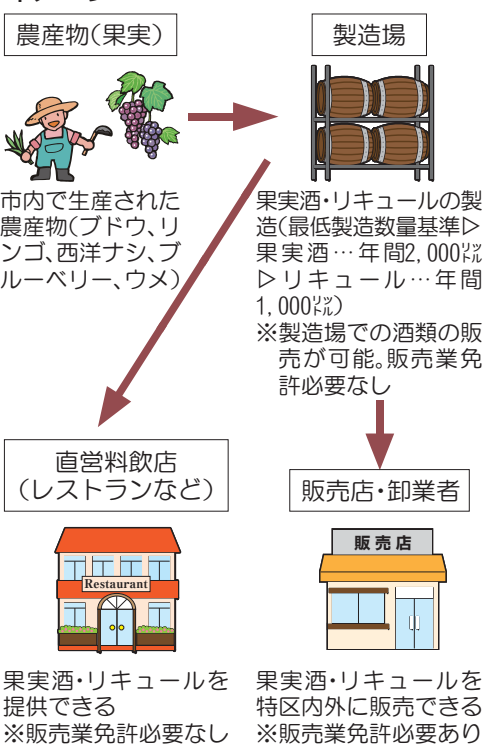


図2 特産酒類（果実酒・リキュール）製造事業イメージ



※どちらのケースでも、製造には酒類製造免許が必要です

【問い合わせ】
本庁秘書政策課（☎24-2111内線212）

H29年度 花巻市奨学生を募集

市は、経済的な理由により就学が困難な人に奨学金を貸与しています。

■応募資格

- 保護者の住所が市内にあること
- 世帯の1年間の認定所得金額が収入基準額以下であること（詳しくは下記のとおり）
- ※成績要件（5段階評価で学力平均3.5以上）は廃止しました

■募集人数

- 高校生など…10人程度（選考）
- 大学生など…40人程度（選考）
- ※採用者数が定員に達しない場合は月ごとに随時募集を行います

■貸与額

- ▽学資金
○高校生など…月額1万5千円
- 大学生など…月額3万円
- ▽入学一時金
4月入学者のうち、希望者のみ学資金の初回貸与時に10万円を上限とする額

■貸与期間 奨学生採用時より最短期間

■返還方法 貸与終了後15年以内に全額を返還（無利子）

■申込受付期間 1月4日（水）～2月28日（火）

■申し込み方法 教育委員会小中学校課（石鳥谷総合支所内）、本市市民登録課、大迫・東和総合支所市民サービス課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、教育委員会小中学校課へ持参
※申請には、連帯保証人2人（保護者と市内在住で別世帯の人）が必要。申請書や募集要項は市ホームページからダウンロードできます

【問い合わせ】

教育委員会小中学校課
（☎45-1311内線336）

認定所得金額 と 収入基準額

花巻市奨学生制度は、収入が多い家庭でも、認定所得金額が収入基準額以下であれば申し込むことができます。以下に参考事例を掲載しますが、詳しくはお問い合わせください。

【例】4人家族（父・母・本人・長女）、世帯収入920万円（父800万円・母120万円）、本人が自宅から国立大学に進学、長女が公立中学校に通っている場合

①収入基準額の確認

世帯人員（本人を含む）および進学する学校区分に応じた以下の金額。8人目以降はお問い合わせください。

世帯人員	進学先		世帯人員	進学先	
	高校など	大学など		高校など	大学など
1人	129万円	160万円	5人	276万円	344万円
2人	206万円	254万円	6人	293万円	362万円
3人	238万円	295万円	7人	307万円	380万円
4人	257万円	320万円			

②認定所得金額の算定

収入額に応じた所得金額から特別控除額を控除

世帯員（収入額）	所得金額	特別控除額	認定所得金額
父（800万円）	337万円		337万円
母（120万円）	0万円		0万円
本人		67万円	△67万円
長女		17万円	△17万円
計（920万円）	337万円	84万円	253万円

③応募資格の判定

認定所得金額（253万円）が収入基準額（320万円）以下であるため、応募資格に該当

— 所得金額の算定 —	
▷給与所得の場合（2人以上の場合は各人算定）	
収入金額	所得金額（万円未満切り捨て）
329万円以下	0円
330万円以上400万円以下	収入額 × 0.8 - 263万円
401万円以上878万円以下	収入額 × 0.7 - 223万円
879万円以上	収入額 - 486万円
▷給与所得以外の場合…確定申告書に記載した所得額	

— 特別控除額の算定 —				
▷母子・父子家庭…49万円				
▷本人のほか、就学者がいる世帯…その就学者1人につき下記の金額				
区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
小学校		9万円		
中学校		17万円		
高校	19万円	41万円	33万円	54万円
高等専門（1～3年生）	28万円	50万円	54万円	76万円
学校（4・5年生、専攻科）	40万円	62万円	66万円	88万円
大学・短期大学	67万円	116万円	111万円	159万円
専修学校（高等課程）	7万円	18万円	29万円	39万円
（専門課程）	25万円	71万円	79万円	123万円

▷障がい者がいる世帯…障がい者1人につき99万円
▷本人を対象とする控除…上記「本人のほか、就学者がいる世帯」の控除額と同額
▷このほか、長期療養している人がいる世帯、主に家計を支えている人が別居している世帯、火災などの被害を受けた世帯も控除が受けられます